

# 一般社団法人日本助産所会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に基づく法人であり、一般社団法人日本助産所会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県遠賀郡岡垣町に置く。

(目的)

第3条 本会は、分娩を取り扱う助産所の安定的な運営環境と社会的位置づけの発展に寄与し、あわせて女性の人権を守り、リプロダクティブヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康・権利)を重視した助産理念の拡充並びに同理念を前提とした助産師職能の質の向上を目指すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 分娩を取り扱う助産所のセーフティネット環境(医療機関との連携)の構築及びこれらの維持・運営に関する事業
- (2) 基本的人権とリプロダクティブヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康・権利)を重視した助産臨床実践に関する事業
- (3) 分娩を取り扱う開業助産師の助産の質の維持・向上に関する事業
- (4) 分娩を取り扱う助産所の安定した経営のために必要なマネジメント及びサポート事業
- (5) 医療機関の開設・経営・運営並びにこれらのマネジメント及びサポート事業
- (6) 医薬品、医薬部外品、医療用雑貨、医療用具、健康食品、化粧品及び医療機器の販売
- (7) 医療用機器のリース業
- (8) その他上記目的を達成するために必要な事業

(機関)

第4条 本会には社員総会、理事の他に理事会及び監事を置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告の方法による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

## 第2章 会 員

### (種別)

第7条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 正会員は、助産所の開設者又は管理者である助産師であって、本会に基金を15万円拠出したうえで、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 準会員は、助産所の開設者又は管理者である助産師であって、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (3) 協力会員は、前2号に該当しない助産師であって、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (4) 賛助会員は、助産師以外の個人・団体・企業であって、本会の目的に賛同し入会した者とする。
  - 2 前項1号の規定により正会員の資格を取得したものは、助産所の開設者又は管理者の地位を失っても、助産師登録を継続し、基金の返還を受けない間は、正会員たる資格を失わない。

### (入会)

第8条 正会員、準会員、協力会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事の推薦を受けたうえで本会規定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 前項の入会については理事会の承認を要する。

### (会費)

第9条 正会員、準会員、協力会員及び賛助会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 月額 金2万円
- (2) 準会員 月額 金2万円
- (3) 協力会員 月額 金5000円
- (4) 賛助会員
  - ①団体・企業 年額 (一口) 金2万円
  - ②個人 年額 (一口) 金2000円

### (退会)

第10条 正会員、準会員、協力会員及び賛助会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の多数により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに事由を付して本会を除名する旨の通知をなし、総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は細則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会員たる資格を失ったとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体・企業が解散したとき。
- (4) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。
- (5) すべての正会員の同意があったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を喪失し、義務を免除される。ただし未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 本会は会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 総会

(種別)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、これをもって法人法に定める社員総会とする。定時総会を法人法上の定時社員総会とし、臨時総会を法人法上の臨時社員総会とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び残余財産の処分
  - (3) 収支決算の承認
  - (4) 役員を選任及び解任
  - (5) 会員の除名
  - (6) 会費の額
  - (7) 前各号に定めるもののほか、法令に定められた事項
- 2 理事または監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに議決する。

(開催)

- 第17条 定時総会は、毎年1回3月に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

- 第18条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を会日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

- 第19条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第20条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

- 第21条 正会員はそれぞれ1個の議決権を有する。

(決議)

- 第22条 総会の議事は、法令またはこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名または記名押印をしなければならない。

## 第4章 役員

(種類及び定数)

第25条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、1名以上を副会長、1名以上を書記担当、1名以上を会計担当とし、書記担当及び会計担当に限り相互に兼ねることができる。

3 会長は、法人法上の代表理事とし、副会長、書記担当及び会計担当理事は、法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事は、総会において正会員の中から選任する。

2 監事は、総会において選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事、監事の選出については、別に定める選挙管理委員、理事・監事の選出及び任期に関する規程において選出した候補者より選任する。

5 会長及び副会長、書記担当理事、会計担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行し、副会長、書記担当理事及び会計担当理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、書記担当及び会計担当理事は、毎事業年度ごとに4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第29条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第30条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 役員に対し、その職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第32条 本会に理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

ない。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 細則及び規定の制定に関する事
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長、書記担当理事、会計担当理事の選定及び解職
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から2週間以内の日を会日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって当該理事会の決議に加わることのできる理事全員及び監事全員に対し、会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。かつ、会長、副会長、書記担当理事及び会計担当理事の過半数の出席がなければ開催できない。

(決議)

第38条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

- 2 議事に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

## 第6章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第41条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初寄付された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 第47条の規定により拠出された基金
- (7) その他の収入

(財産の管理)

第42条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が以下の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出（ただし、各附属明細書は除く）し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書



- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（長期借入金）

第45条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において承認を受けなければならない。

（剰余金の不分配）

第46条 本会は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 基金

（基金の拠出等）

第47条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会の決議を経て、理事会が決定したところに従って行う。

## 第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第48条 この定款の変更には、総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の3分の2以上の議決権を有する者の同意を得なければならない。

（解散）

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議で解散するときは、理事会の決議を経て、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の4分3以上の議決権を有する者の同意を得なければならない。

（残余財産の処分）

第50条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は本会と類似の事業を目的とする次に掲げる法人に贈与する。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第十七号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人

## 第9章 補 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第52条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和2年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第53条 本会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	澁谷 貴子
設立時理事	信友 智子
設立時理事	稲富 博美
設立時理事	吉崎 房子
福岡県遠賀郡岡垣町旭台三丁目11番5号	
設立時代表理事	澁谷 貴子
設立時監事	田中 道隆

(設立時社員の氏名及び住所)

第54条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

福岡県遠賀郡岡垣町旭台三丁目11番5号	
設立時社員	澁谷 貴子
福岡県朝倉市長谷山183番地	
設立時社員	信友 智子
福岡県飯塚市津原663番地9	
設立時社員	稲富 博美
福岡県久留米市城島町西青木576番地1	
設立時社員	吉崎 房子

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本助産所会の設立のため、設立時社員全員の定款作成代理人である司法書士 工藤 陽二は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和2年12月1日

福岡県遠賀郡岡垣町旭台三丁目11番5号

設立時社員 澁谷 貴子

福岡県朝倉市長谷山183番地

設立時社員 信友 智子

福岡県飯塚市津原663番地9

設立時社員 稲富 博美

福岡県久留米市城島町西青木576番地1

設立時社員 吉崎 房子

上記設立時社員全員の定款作成代理人

北九州市小倉北区田町10番23-102号

司法書士 工藤 陽二